

有料職業紹介事業 変更届出 提出書類一覧 (法人用)

R070212

職業紹介事業主は職業紹介事業の開始後、下表の変更等が生じた場合には管轄労働局への届出が必要です。所定の様式、添付書類を確認して提出期限内に手続きを行ってください。

変更等の事由	様式及び留意事項
①法人名称 ②住所 (法人の登記上の住所) ③代表者の就任または退任 ④役員 (監査役含む) の就任または辞・退任 ⑤代表者または役員の氏名 (氏の変更) ⑥代表者または役員の住所 ⑦職業紹介事業所の名称 ⑧職業紹介事業所の所在地 (同一ビル内での移転等を含む) ⑨職業紹介責任者の変更 (増員、減員、交代) ⑩職業紹介責任者の氏名(氏の変更)または住所 ⑪職業紹介事業を行う事業所の新設 ⑫職業紹介事業を行う事業所の廃止 ⑬兼業の変更 (新たに貸金業、質屋業等を営む場合) ⑭取次機関の変更 (国外にわたる職業紹介の場合) ⑮届出手数料変更 ⑯取扱職種の範囲の変更 (許可証に規定された部分)	<p>■様式：職業紹介事業変更等届出書 (様式第6号)</p> <p>《届出期限》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登記事項の変更を伴う場合 } 事後 30 日以内 ・ 職業紹介責任者に係る変更 } 事後 30 日以内 ・ その他の変更……………事後 10 日以内 <p>■提出部数：様式第5号 ⇒ 3部 ※うち1部は事業主控 添付書類 ⇒ 各2部</p> <p>●①②⑦⑧⑯の変更は、許可証の書換を伴います。 ※手数料なし (収入印紙は不要)</p> <p>●⑪の事業所新設は、様式第6号、様式第2号(事業計画書)、個人情報適正管理規程、業務の運営に関する規程等の提出が必要です。当室にて資産要件や事業所要件等の事前審査が必要なため、新設する概ね1ヶ月前まで、ご連絡ください。</p> <p>●⑭取次機関の変更の提出書類については当室へお問合せ下さい。</p> <p>●⑮届出制手数料の変更は、事前に、様式第3号及び手数料表をご提出ください。</p>
⑰職業紹介事業の廃止	<p>●様式：職業紹介事業廃止届出書(様式第7号) ※事後10日以内</p>

・⑯は職業紹介事業所を複数有しており、そのうち特定の事業所の廃止、⑰は全ての事業所を含む職業紹介事業そのものを廃止する手続です。

■添付書類一覧

○…必ず提出 △…省略可(既に提出してある書類に変更が生じていない場合等) —…不要または該当しない

〈添付書類〉	〈変更等の事由〉 上記表の①～⑬	部数												
		原 本	コ ピー	①	②	③ ④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑬
1.定款		2		○	△	—	—	—	△	—	—	—	—	○
2.登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) ☆法人番号をお申し出いただければ、当室にて登記事項の出力が可能です。(無料)		1	1	△	△	△	△	△	△	—	—	—	—	○
3.代表者・役員住民票の写し ※本籍の記載あり、マイナンバー(個人番号)の記載なし		1	1	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—
4.代表者・役員履歴書 ※押印、写真不要 ※【記載事項…「氏名」「ふりがな」「生年月日」「住所」「最終学歴」「職歴」「賞罰の有無」(職歴は「入社・退社」「役員就任・退任」を明記、「求職活動、家業手伝い、法人設立準備」等も記載し空白期間がないこと)】		1	1	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
5.事業所の賃貸借(使用貸借)契約書 ※届出者(事業主)所有の場合は建物に係る☆不動産登記簿(原本1、コピー1) ☆不動産番号をお申し出いただければ、当室にて登記事項の出力が可能です。(無料)		2		—	—	—	—	—	—	○	—	—	○	—
6.事業所のレイアウト(平面図) ※縦横の長さ・平米数、職業紹介責任者の机、個人情報保管場所を記載		1	1	—	—	—	—	—	—	○	—	—	○	—
7.職業紹介責任者住民票の写し ※役員が兼務する場合は省略可能 ※本籍の記載あり、マイナンバー(個人番号)の記載なし		1	1	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	—
8.職業紹介責任者履歴書 ※押印、写真不要 ※記載事項「4.」に同じ ※役員等が兼務の場合は省略可能		1	1	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	—
9.職業紹介責任者講習 受講証明書 ※5年以内のもの		2		—	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—

※上記⑯・⑰は、添付書類は不要です。但し⑯は、事業所に係る「許可証」の返却が必要です。
 ※労働者派遣事業の変更と同時に提出の場合は 1. 2. 3. 4. については省略可能です。
 ※添付書類3及び7の住民票の写しの「写し」とは、各自治体窓口が発行した原本を指します。

◆◆◆ご不明な点はお問い合わせください◆◆◆
 福島労働局需給調整事業室 TEL 024-529-5746